主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人免出礦の上告趣意第一点は、事実誤認および単なる法令違反の主張であつて、上告適法の理由に当らない。なお、刑法九六条の三の二項は、競売等の公正を害する危険のある行為を取締ることを目的とするものであるから、本罪の主体は、多くの場合、競買等の希望者であろうが、これに限られる必要はなく、自らはその希望をもたないものであつても、自己と特別な関係にある競買等の希望者があつて、これに影響を及ぼすことのできる地位にあるものであれば足るものと解するのが相当である。

同第二点は、事実誤認および単なる法令違反の主張であつて、上告適法の理由に当らない。なお、本罪が成立するためには、競買等の希望者全員が談合に参加することは必要でないものと解するのが相当である(昭和三〇年(あ)第二七一八号同三二年一二月一三日第二小法廷判決、刑集一一巻一三号三二〇七頁参照)。

また記録を調べても刑訴四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三九年一〇月一三日

最高裁判所第三小法廷

裁判長	裁判官	五 鬼	邑.	上	堅	磐
į	裁判官	石		坂	修	_
į	裁判官	横		田	正	俊
Ī	裁判官	柏		原	語	六
į	裁判官	Ħ	1	中	_	郎